

○北杜市看護学生奨学金貸与条例

平成16年11月1日

条例第239号

改正 平成17年12月16日条例第218号

令和元年9月30日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、北杜市立塩川病院、北杜市立甲陽病院、北杜市立辺見診療所及び北杜市立白州診療所（以下「病院」という。）において看護師の確保を図るため、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する看護師養成所（以下「看護学校」という。）に入学し、又は在学する者（以下「学生」という。）に対し、看護学生奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を行い、もって就学期間中の学費等の経済的援助を行うことを目的とする。

(奨学金の貸与)

第2条 市長は、看護学校の学生で、奨学金の貸与を希望するものに対し、申請により、奨学金を貸与することができる。

2 前項の規定により貸与する奨学金は、無利子とする。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、月額6万円とする。

(連帯保証人)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(奨学金の返還の当然免除)

第5条 市長は、奨学金の貸与を受けた者が、看護学校を卒業した日から1年以内に看護師の免許を取得し、免許取得後速やかに病院の業務に従事し、かつ、引き続き奨学金の貸与を受けた期間以上病院において看護師の業務に従事したときは、奨学金の返還を全額免除するものとする。

(奨学金の返還)

第6条 市長は、奨学金の貸与を受けている者について奨学金貸与の目的を達成す

る見込みがなくなつたと認めるとき、又は当該貸与を受けた者について前条の規定による奨学金の返還の免除を受けることができなくなつたと認めるときは、当該貸与を受けた者は、貸与を受けた金額の全部又は比例計算により算出された金額を速やかに返還しなければならない。

(奨学金の返還の裁量免除)

第7条 市長は、奨学金の貸与を受けた者が、死亡し、又は重度心身障害の状態になること等により、貸与を受けた奨学金を返還することができなくなつたときは、返還すべき額の全部又は一部の返還を免除することができる。

(奨学金の返還の猶予)

第8条 市長は、奨学金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるときは、当該事由が存続する間、奨学金の返還を猶予することができる。

(延滞利息)

第9条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、年14.5パーセントの割合により計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の須玉町外一ヶ村病院組合看護学生奨学金貸与条例（平成12年須玉町外一ヶ村病院組合条例第4号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定により貸与を決定され

た奨学金については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年12月16日条例第218号）

この条例は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第16号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。